

提言

科学的根拠にもとづく  
事情聴取・取調べの高度化



平成23年（2011年）9月28日

日本学術会議

心理学・教育学委員会

法と心理学分科会

この提言は、日本学術会議心理学・教育学委員会法と心理学分科会の審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議心理学・教育学委員会法と心理学分科会

委員長	箱田 裕司 (連携会員)	九州大学大学院人間環境学研究院教授
副委員長	仲 真紀子 (連携会員)	北海道大学大学院文学研究科教授
幹事	遠藤 光男 (連携会員)	琉球大学法文学部教授
	長谷川壽一 (第一部会員)	東京大学大学院総合文化研究科教授
	大淵 憲一 (連携会員)	東北大学大学院文学研究科教授
	唐沢 穰 (連携会員)	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	嶋津 格 (連携会員)	千葉大学大学院専門法務研究科教授
	外山みどり (連携会員)	学習院大学文学部教授
	村井 敏邦 (連携会員)	大阪学院大学法科大学院教授

# 要 旨

## 1 作成の背景

心理学・教育学委員会 法と心理学分科会では、法の実務において心理学はどのような貢献ができるか、司法の場で期待される心理学教育とはどのようなものかを調査し、議論してきた。そして、刑事事件における捜査（事情聴取・取調べ）、裁判（裁判員裁判、専門家証言）、矯正（矯正教育、査定）といった過程に沿って検討を重ねるなかで、捜査段階における事情聴取・取調べの適正化は、心理学が貢献できる焦眉の課題であるという認識にいたった。

## 2 現状及び問題点

現在、警察、検察における事情聴取・取調べは、対象が被疑者であれ、目撃者であれ、被害者であれ、標準化された手続きがない。また、録画・録音といった客観的な記録もなく、効果の検証もなされていない。そのようななかで、足利事件、志布志事件等に見られる虚偽自白、自民党放火事件、甲山事件等に見られる目撃証言の誤り、度重なる取調べによって生じる被害者のトラウマなどが問題として繰り返し指摘されている。

諸外国では、被疑者の取調べにおいては情報収集アプローチによる被疑者面接法、目撃者への事情聴取においては認知面接法、被害者からの情報収集においては司法面接法など、心理学的な知見を活かした事情聴取・取調べ技法が実務において用いられ効果を上げている。

こういった心理学の成果を取り入れた、虚偽自白を生まない取調べ、信頼性の高い目撃情報を得る聴取法、被害者を傷つけない事情聴取を確立することは、喫緊の課題である。

## 3 提言等の内容

政府および法曹界に対し、以下のことを提言する。

### (1) 警察、検察における事情聴取・取調べ技法の高度化

人間の記憶や認知機能への配慮のない面接法や糾問的アプローチは、虚偽の報告や精神的二次被害を生み出しやすい。よって、政府のもとに心理学者、法学者、実務家等からなる委員会を設置し、科学的根拠にもとづく面接技法の使用の制度化を目指すこと。

### (2) 専門家との協働による事情聴取・取調べ技法の研修訓練

面接法の習得・維持のためには、警察官、検察官、裁判官、弁護士等に適切な研修訓練を行う必要がある。よって、上記委員会は、面接技法の研修や監督を行い、技法の維持、向上に努めること。

### (3) 事情聴取・取調べの全面可視化

事情聴取・取調べで得られた情報は、後の検証に耐えられるように、正確に記録する必要がある。冤罪を防止するためにも、面接技術の維持と向上のためにも、事情聴取・取調べの全面的録画・録音を早急に制度化すること。

## 目 次

1	はじめに	1
2	事情聴取・取調べの基礎となる心理学的知見	3
(1)	出来事の記銘に関わる要因	3
①	体験される出来事	3
②	個人特性	3
(2)	出来事の保持に関わる要因	3
①	体験から聴取までの時間	3
②	事後情報	4
(3)	想起段階に関わる要因	4
①	想起の様式	4
②	想起の繰り返し	4
③	圧力・誘導	4
3	心理学的知見を活かした事情聴取・取調べ法	6
(1)	認知面接法 (the Cognitive Interview)	6
(2)	司法面接法 (forensic interviews、investigative interviews)	6
(3)	被疑者面接法 (suspect interviews)	7
4	提言	9
	<参考資料1>法と心理学分科会審議経過	10
	<参考資料2>法と心理学者による実務家研修	11
	<付録1>認知面接法の例	11
	<付録2>司法面接法の例	12
	<付録3>被疑者面接法の例	14
	<参考文献>	16

## 1 はじめに

司法の領域における心理学的知見や技法は、主として、機関が採用した心理職によって担われてきた。家庭裁判所調査官、法務技官、法務教官、科学警察研究所や科学捜査研究所の研究者などの職務がそうである。しかし、心理学が司法に提供できる知見や技法はこれにとどまらない。<sup>1</sup>そのように考え、心理学・教育学委員会 法と心理学分科会では、法の実務において心理学はどのような貢献ができるか、司法の場で期待される心理学教育とはどのようなものかを調査し、議論してきた。

捜査や調査（心理学的知見にもとづく事情聴取や取調べ）、裁判（裁判員の支援、専門家証言）、矯正（認知行動療法等による矯正教育と効果測定）等に携わる専門家を招き、検討を重ねてきたが、折しも志布志事件、氷見事件、足利事件等の虚偽自白が問題となり、国会でも議論されるようになった。自民党放火事件、甲山事件等に見られる目撃証言の誤りや、度重なる取調べによる被害者への二次的精神的被害の問題も、繰り返し指摘されている。取調べの可視化や、子どもの供述における録画の利用、法曹に対する教育の必要性についても、国際的な要請がなされている。<sup>2</sup>これらのことから、委員会は取調べ・事情聴取の方法を整備し、専門的な研修を提供することが焦眉の課題であるとの認識に至った。

諸外国に目を向けると、心理学的な知見や技法を活かした事情聴取・取調べ技法が用いられ、冤罪を防止するとともに、効果的な情報収集が図られている。たとえば英国では、1984年に被疑者取り調べの録音が義務づけられ、情報収集アプローチと呼ばれる心理学的知見にもとづく取調べ法が用いられている。米国では、司法省が、目撃者への事情聴取のガイドラインに認知面接法と呼ばれる面接法を採用した。また、被害者、特に子どもの被害者へのビデオ録画面接は英国、米国、北欧、オセアニア、イスラエルなどにおいて標準的な手続きとなっている。

日本でも、子どもの被害者への面接については、児童相談所を中心にビデオ録画面接が行われるケースもでてきた。しかし、司法における被疑者、目撃者、被害者に対する事情聴取・取り調べについては、いまだ標準化された方法が確立されておらず、録画・録音といった客観的記録もなされていない。目撃者や被害者からより正確な情報を得るための事情聴取、虚偽自白を生まない取調べなど、捜査段階における事情聴取・取調べの高度化は、心理学が貢献できる重要な課題である。このことを踏まえて、提言を行う。

本書では、2節において事情聴取・取調べの基礎となる心理学的知見を概説し、3

<sup>1</sup> ブル他（2010）は、英国等の実例を示しながら、法の実務に関わる様々な心理学的職務を提示している。

<sup>2</sup> 国連拷問禁止委員会は2007年8月に、自由権規約委員会は2008年10月に、取調べの電子的及びビデオによる記録、及び弁護人による立ち会いを勧告している。また、子どもの権利委員会（Committee on the Rights of the Child）は2010年6月に、録画による証言の利用や裁判官、検察官、警察官、および子どもの証人とともに活動するその他の専門家が、子どもにやさしい、被害者および証人とのやりとりに関する研修を受けるよう勧告している。

節において心理学的知見を活かした事情聴取・取り調べ法（面接法）について述べる。  
そして、4節で提言を行う。

## 2 事情聴取・取調べの基礎となる心理学的知見

20世紀の心理学研究は、人間の記憶の特性の解明に大きく貢献した。特筆すべき成果の一つは意味記憶とエピソード記憶の区別である。<sup>3</sup>意味記憶は、「知識」とも言い換えることもできる「世界に関する一般的な知識」である。エピソード記憶は、特定の時間的、空間的文脈において一回のみ体験される出来事の記憶である。エピソード記憶は発達的には意味記憶よりも後に発生し、高齢になると、意味記憶よりも先に衰える。また、時間の経過や外部からの情報により変容しやすいことが知られている。<sup>4</sup>

事情聴取・取調べにおいて、まず明らかにしなければならないものは目撃者、被害者、被害者の体験した出来事の記憶、すなわちエピソード記憶である。エピソード記憶に関する心理学的な知識なくしては、適切な情報収集を行うことは不可能であろう。以下、エピソード記憶の正確性に影響を及ぼす要因を「記銘」「保持」「想起」の段階に分けて記述する。

### (1) 出来事の記銘に関わる要因

出来事をどのように知覚し、体験するかは、エピソード記憶の形成に影響を及ぼす。

#### ① 体験される出来事

出来事やその出来事に含まれる人物や活動の記憶は、出来事の内容、複雑さ、経過時間、距離や明るさなどの視認条件などの影響を受ける。これらの要因は、体験する者の知覚や注意（どの側面に注目するか）、理解、情動喚起等に影響を及ぼし、エピソード記憶の質や強度を規定する。

#### ② 個人に関わる要因

年齢（幼児、児童、青年、成人、高齢者等）、病気や障がいの有無、アルコールや薬物の摂取の有無、その他の個人特性も、出来事の知覚や注意、理解、情動喚起等に影響を及ぼす。また、これらの要因は、後に述べる記憶の保持や想起の段階にも影響を及ぼすことが知られている。

### (2) 出来事の保持に関わる要因

保持に関わる要因としては、以下のようなものが挙げられる。

#### ① 出来事から聴取までの時間

記憶は、指数関数で減衰する。すなわち、出来事直後の1日に失われる情報の

<sup>3</sup> タルヴィング（1985）などを参照のこと。

<sup>4</sup> 巖島・仲・原（2003）、ロフトス・ケッチャム（2000）、ロフトス（1987）、スポーラー（2003）などを参照のこと。



量は、出来事の1カ月後の1日に失われる量の数倍、数十倍にもなる。したがって、出来事から聴取までの時間が長くなればなるほど、報告される記憶の質、量は低下する。

## ② 事後情報

出来事の体験以降に接触するあらゆる情報を事後情報という。外部からの情報（他者の言葉、メディア情報等）のみならず、体験した本人に由来する情報（思考、イメージ）も、事後情報として記憶を汚染する。たとえば、事後情報によって本来の記憶が変容したり、本来の記憶と事後情報の情報源に混乱が生じたりすることで、記憶の質は低下する。

## (3) 想起段階に関わる要因

出来事は、想起し伝達することにより、他者と共有される。この過程においては、以下のような要因が記憶の量や正確性に影響を及ぼす。

### ① 想起の様式

試験に自由筆記式の問題と選択式の問題があるように、記憶の想起の方法にも自発的に記憶を検索し、書く／話すよう求める方法（オープン質問）<sup>5</sup>と、選択肢を選ばせる方法（クローズド質問）<sup>6</sup>がある。クローズド質問を行うと、人は推測で回答を選ぶことがある。また、クローズド質問に含まれる情報は、事後情報として記憶に影響を及ぼす可能性がある。加えて、クローズド質問では「はい／いいえ」か、選択肢を選ぶことによってしか情報が提供されない。すなわち、オープン質問の方が、クローズド質問よりも、より正確で、より多くの情報を引き出すことができる。

### ② 圧力・誘導

他者から与えられる圧力や誘導は記憶の変容を導くことがある。圧力や誘導は、脅しや情報提供の強要のように、ネガティブなものであるとは限らない。<sup>7</sup>極度に親和的な関係性が、想起する人の迎合性を高め、相手を喜ばせたい、相手に気に入られたいという意識を高め、不正確な情報を引き出すこともある。したがって、事情聴取・取調べを行う者は、常に中立の立場で、たんと面接を行う必要がある。

### ③ 事情聴取・取調べの繰り返し

事情聴取・取調べを繰り返すと、本来の出来事の記憶に加え、聴取場面で尋ね

<sup>5</sup> オープン質問の例としては「話してください」「説明してください」などがある。

<sup>6</sup> クローズド質問の例としては「Aですか」「AですかBですか」などがある。

<sup>7</sup> Hershkowitz et al. (2006)などを参照のこと。

られたことや、回答した内容が記憶を汚染する可能性が高まる。また、外傷的な出来事の聴取においては繰り返し想起することで心理的外傷が深まり、防衛的な態度や解離が生じることがある。このように、事情聴取・取調べを繰り返すことにより、報告される記憶の質は低下する。

### 3 心理学的知見を活かした事情聴取・取調べ法

諸外国においては、上記のような心理学的知見を踏まえ、事情聴取や取調べ法（面接法）の高度化が進められてきた。<sup>8</sup>ここでは心理学的成果にもとづく事情聴取・取調べ法の例を述べる。研究開発の歴史に沿って、目撃供述を得るために開発された「認知面接法（the Cognitive Interview）」、子どもの目撃者・被害者を対象として開発された「司法面接法（forensic interviews、investigative interviews）」、英国を始めとする諸外国で「被疑者面接法」（suspect interviews）として用いられている情報収集アプローチ（information gathering approach）について述べる。

これらの面接法の対象者や方法には重なりがあり、特に認知面接法はその後の種々の面接法の基礎となった。認知面接法における「被面接者に会話のコントロール権を移譲し、自由報告を求める」という原則は、被害者への面接にも被疑者の取調べにも活かされている。

#### (1) 認知面接法（the Cognitive Interview）

認知面接法は、1980年代後半に米国の心理学者Fisher, R. P. とGeiselman, R. E. により開発された。<sup>9</sup>

この面接法では、被面接者から記憶にもとづく自由想起を最大限引き出すために、いくつかの検索法を教示する。検索法としては、①悉皆報告（些細なことでもすべて報告する）、②文脈復元（視覚、聴覚、嗅覚、触覚的な情報を含む、出来事の文脈を再現してもらう）、③逆向検索（出来事を逆順で思い出す）、④複数視点からの想起（犯人からは何が見えたか等を思い出す）などがある。被面接者はこれらの検索法を用いながら、主体的に記憶を検索し、出来事について報告する。また、面接者は⑤被面接者に会話のコントロール権を移譲し、被面接者の思うように話させる（会話コントロール）とともに、⑥被面接者が今まさに思い浮かべていることについて質問するよう心がける（適合する質問）。

この面接法の研修は、Fisher, R. P.、Memon, A. らによって行われ、米国司法局のガイドライン「目撃証拠：警察のためのガイド（Eyewitness evidence: A guide for law enforcement）」にも採用されている。

#### (2) 司法面接法（forensic interviews、investigative interviews）

1980年代に英国で起きたクリーブランド事件、米国で起きたマクマーチン事件<sup>10</sup>な

<sup>8</sup> 英国内務省・保健省（2007）、法と心理学会（2005）、ミルン・ブル（2003）、Poole & Lamb（1998）などを参照のこと。

<sup>9</sup> Fisher & Geiselman（1992）を参照のこと。日本でも、類似のガイドラインとして「目撃供述・識別手続に関するガイドライン」（法と心理学会、2005）などが刊行されている。越智（1998）も参照のこと。

<sup>10</sup> いずれも幼児への性虐待が問題となった事件である。行き過ぎた面接により、幼児が誤った供述をし、冤罪が起きた。マクマーチン事件についてはバトラー他（2004）を参照のこと。

どを契機に、英国、米国等では子どもへの面接法の開発が進められた。これらを総称して司法面接法 (forensic interviews)、捜査面接法 (investigative interviews) という (ここでは司法面接法と呼ぶ)。司法面接法は、司法場面でも証拠として使用できるような、正確性の高い、事実に関する情報の聴取を目指している。

司法面接法の種類は多く、英国のMOGPやABEに含まれる様相面接、イスラエル、北欧諸国、米国等で用いられているNICHDプロトコル、カナダのステップワイズ面接、ドイツの構造化面接、米国のRATAC<sup>TM</sup>などが有名である<sup>11</sup>。このように、種類は多いが、手続きは概ね一致しており、①グラウンドルールの提示 (「本当のことを話してください」「質問がわからなければわからないと言ってください」等の面接における約束事を示す)、②ラポールの形成 (子どもがリラックスして話ができるように話しやすい関係性を築く)、③自由報告 (子どもから、質問によらない自発的な報告を求める)、④質問 (オープン質問を主とした質問を行う)、⑤クロージング (子どもに感謝し、中立の話題で面接を終える) などが含まれる。司法面接法は、録画・録音することが一般的であり、これを法廷での子どもの主たる証拠として用いる国もある。

上記の国々では、司法面接法は子どもの被害者や目撃者から供述を得る際の標準的な方法となっている。また、英国、オーストラリア、イスラエルなどでは知的障がい、発達障がい等をもつ大人の被害者、目撃者にも用いられている。加えて、近年、イスラエルでは、知的障がいをもつ被疑者や被疑少年に対しても司法面接が用いられるようになった。これらの国々では、司法面接の研修が、児童の権利擁護機関 (Child Advocacy Center) や警察、福祉機関等によって組織的に行われている。

12

### (3) 被疑者面接法 (suspect interviews)

被疑者取調べには、糾問的アプローチと情報収集アプローチがある。糾問的アプローチでは被疑者を有罪と推定し、自白を得ることを目指す。情報収集アプローチは被疑者からアカウント (自由報告) を得ることを重視し、最大限の情報を収集することに重点が置かれている。歴史的には多くの国々で糾問的アプローチがとられてきた。<sup>13</sup>しかし、このような手続きにより生じた虚偽自白が問題となり、現在では

<sup>11</sup> MOGP は Memorandum of Good Practice (Home Office/Department of Health, 1992)、ABE は Achieving Best Evidence (Home Office, 2000) の略で、いずれも英国の司法面接ガイドラインである。NICHD は National Institute of Child Health and Human Development の略で、この研究機関で作成されたガイドラインを NICHD ガイドライン (ないし NICHD プロトコル) という。「子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン」(英国内務省・保健省、2007)、「子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術」(ボーク他、2003)、「子どもの面接法：司法における子どものケア・ガイド」(アルドリッジ・ウッド、2004)、仲 (2011) などを参照のこと。

<sup>12</sup> 日本でも、北海道大学文学研究科司法面接支援室や、チャイルドファースト・ジャパンでは、児童相談所職員に対する研修が行われている。

<sup>13</sup> 米国の Reid アプローチや、RPM テクニック (被疑者に犯罪を正当化させ (Rationalizing)、怒りを他者に向けさせ (Projecting)、罪を矮小化する (Minimizing) の頭文字をとったもの) が有

情報収集アプローチによる被疑者面接法への移行が見られる。<sup>14</sup>

虚偽自白の問題を受け、1984年、英国は取調べの録音を義務づけた。これに伴い面接技術の高度化が図られ、1992年以降は情報収集アプローチの一種であるPEACEアプローチと呼ばれる面接法が用いられるようになった。PEACEとは、① Planning and Preparation (計画と準備)、② Engage and Explain (関わりと説明)、③ Obtain an Account (アカウントの収集)、④ Closure (クロージャ)、⑤ Evaluation (評価)の頭文字をとったものである。<sup>15</sup>なお、アカウントとは供述、言い訳のことであり、クロージャとは終了手続きのことである(クロージングともいう)。

①「計画と準備」の段階では、面接者は供述以外のあらゆる証拠を収集する。そして、面接のどの時点でどの証拠を被疑者に提示するか、計画を立てる。②「関わりと説明」の段階では、面接者は被疑者と信頼できる関係性(ラポールという)を築き、面接の目的を提示するとともに、面接に関する説明や警告を行う。③「アカウントの収集」の段階では、面接者は被疑者に主体的に話させ、誘導することなく供述を聴取する。④「クロージャ」の段階では、面接者のもっている情報を被疑者に提示して矛盾を突くなどし、さらなる供述を求める、⑤「評価」の段階では、得られた情報について吟味、評価を行う。

PEACEアプローチは、現在、英国のみならずオーストラリア、ニュージーランド、香港等でも用いられている。研修は、心理学者の協力も得ながら警察において組織的に行われている。

以上、認知面接法、司法面接法、被疑者面接法について概観した。科学的根拠にもとづく事情聴取・取調べ技術の高度化は、諸外国のみならず、日本においても重要な課題である。

---

名である。

<sup>14</sup> Kassin & Gudjonsson、(2004)、Lassiter & Meissner (2010)などを参照のこと。

<sup>15</sup> 日本では「犯罪心理学—ビギナーズガイド:世界の捜査、裁判、矯正の現場から」(ブル他、2010)などに情報収集アプローチの記述がある。

## 4 提言

供述の誤りや虚偽自白、面接による二次的被害の解決を図るには、事情聴取・取調べ技術の高度化は最優先の課題である。これらを踏まえ、本分科会は、政府および法曹界に対し以下のことを提言する。

### (1) 警察、検察における事情聴取・取調べ技法の高度化

人間の記憶や認知機能への配慮のない面接法や糾問的アプローチは、虚偽の報告や精神的二次被害を生み出しやすい。よって、政府のもとに心理学者、法学者、実務家等からなる委員会を設置し、科学的根拠にもとづく面接技法の使用の制度化を目指すこと。

### (2) 専門家との協働による事情聴取・取調べ技法の研修訓練

面接法の習得・維持のためには、警察官、検察官、裁判官、弁護士等に適切な研修訓練を行う必要がある。よって、上記委員会は、面接技法の研修や監督を行い、技法の維持、向上に努めること。

### (3) 事情聴取・取調べの全面可視化

事情聴取・取調べで得られた情報は、後の検証に耐えられるように、正確に記録する必要がある。冤罪を防止するためにも、面接技術の維持と向上のためにも、事情聴取・取調べの全面的録画・録音を早急に制度化すること。

## <参考資料 1> 法と心理学分科会審議経過

平成 19 年

- 5 月 24 日 日本学術会議幹事会（第 38 回）  
○分科会設置

平成 21 年

- 11 月 27 日 日本学術会議幹事会（第 68 回）  
○委員決定
- 3 月 31 日 法と心理学分科会（第 1 回）  
○役員を選出、活動方針について
- 5 月 15 日 法と心理学分科会（第 2 回）  
○司法・矯正領域における人材養成と心理学
- 8 月 5 日 法と心理学分科会（第 3 回）  
○司法面接について
- 11 月 27 日 法と心理学分科会（第 4 回）  
○龍谷大学のカリキュラムについて  
○アメリカ合衆国カリフォルニア州ソーシャルワーカー、  
州認定資格へのプロセス

平成 22 年

- 3 月 5 日 法と心理学分科会（第 5 回）  
○「法と心理学」領域における専門家の資格と法制度について  
○刑事司法の現場における「可視化」をめぐる問題について
- 10 月 26 日 法と心理学分科会（第 6 回）  
○法・矯正領域における人材養成について

平成 23 年

- 6 月 8 日 法と心理学分科会（第 7 回）  
○法と心理学者による実務家研修について  
○刑事司法における可視化について
- 8 月 2 日 法と心理学分科会（第 8 回）  
○報告書案について
- 9 月 1 日 日本学術会議幹事会（第 133 回）  
心理学・教育学委員会法と心理学分科会提言「科学的根拠にもとづ  
く事情聴取・取調べの高度化」について承認

## ＜参考資料 2＞法と心理学者による実務家研修

本分科会は、法と心理学の知見・成果を裁判官、検察官、警察官、弁護士等の司法の実務家に知っていただくために、「法・矯正領域における心理実務家研修プログラム」研究会を組織し、日本心理学会より助成を得て「法と心理学者による実務家研修」を実施した。第1回は、2011年5月27日（金）3時～5時、学習院大学文学部において、日本大学文理学部 巖島行雄教授による講義「目撃供述はなぜ誤るのか：その原因と目撃供述の評価法」を提供した。約25名の参加者があった。また、第2回は、2011年9月18日（日）3時～5時、日本大学文理学部において、英国レスター大学犯罪心理学部教授 R. ブル教授による講義「被疑者へのビデオ録画面接の効果：面接技術の向上のためにも」を提供する予定である。

## ＜付録 1＞認知面接法の例

認知面接法は、事情聴取を行う際に利用できる技法のセットである。記憶の特性とコミュニケーションの過程を重視した、以下のような技法が掲げられている。<sup>16</sup>

- (1) 心的容量の限界：目撃者の認知的容量は限られているので、できるだけ妨害のない静かな状況で面接を行う。
- (2) 文脈の再現：出来事の記憶は文脈とともに記憶されているので、文脈（出来事があった場所等）を思い描き再現することにより、より多くの情報が思い出せる。
- (3) 様々な方法による検索：異なる方法で繰り返し想起させる。例えば質問の仕方を変える、視聴覚、嗅覚等、様々なモダリティに関する質問を行う、出来事の生起順に、また逆順に語ってもらう、様々な視点（目撃者の視点、犯人の視点等）に立って思い出してもらう等。
- (4) 複数の符号化と誘導イメージ：出来事の記憶には言語的、抽象的情報の他、視聴覚、嗅覚等、知覚的な情報も含まれている。目を閉じ、積極的にイメージさせることで、後者も引き出すことができる。
- (5) 目撃者に合った質問：目撃者は一度に一つのことには集中できない。よって質問をする場合は、目撃者が今現在思い浮かべていることについて質問する。予め決められた順序で質問するのではなく、チェックリストを作り、目撃者の供述にしたがってチェックする、等。

面接の具体的なプロセスは、(a)導入（ラポールを構築する）、(b)自由再生、(c)プロービング、(d)確認、(e)終了となる。(c)では、誘導的になったり、暗示的になったりすることなく、上記の技法を用いて想起するように促す。できるだけはっきりとしたイメージを描くように促し、まずそのイメージについて自由に語ってもらった後、必要と思われる項目について質問を行う。また、別の角度からイメージを思い浮かべてもらい、自由に語ってもらった後、誘導的にならないように尋ねる、ということを繰り返す。

<sup>16</sup> 越智(1998)などを参照のこと。



認知面接の効果に関する研究は多く、誤りを増やすことなく多くの情報を引き出すという結果が優勢である。

## ＜付録 2＞司法面接法の例

多くの実証研究が行われている司法面接法の一つに、Lamb, M. 教授らが作成した NICHD ガイドライン (NICHD プロトコル) がある。<sup>17</sup>司法面接法に関する実験研究やフィールド研究は、NICHD プロトコルが通常の面接に比べ、より多くより正確な情報を引き出し得ること、幼児にも有効であること、そのようにして引き出された情報については、供述の内容の信用性に関する査定(「基準にもとづく内容分析」などと呼ばれる)もより正確に行えることなどを示している。<sup>18</sup>本面接法は子どもを対象に開発されたものであるが、近年では、P.7 に述べたように、知的障がい等をもつ成人や被疑少年にも用いられている。

北海道大学文学研究科で研修に用いる「NICHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き」を添付する。

### NICHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き (2010. 10)

北海道大学大学院文学研究科 仲真紀子

#### 【導入】

1. 今日は \_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日で、時刻は\_\_\_時\_\_\_分です。私は \_\_\_\_\_ さん【被面接者】に、 \_\_\_\_\_ 【場所】で面接をします。

こんにちは、私の名前は \_\_\_\_\_ です。私の仕事は子どもからお話を聞くことです。この会話は録画します。私がお話を忘れないように、後で見ればわかるようにするためです。他の人が見ることもありますが、○さんに迷惑がかかることはありません。

2. 面接を始める前にお約束があります。

- ① (本当) 今日は、本当のことだけを話すのがとても大切です。本当にあったことだけを話さなければなりません。
- ② (わからない) もしも私の質問が分からなかったら、『分からない』と言ってください。
- ③ (知らない) もしも私の質問の答えを知らなかったら、『知らない』と言ってください。
- ④ (間違い) もしも私が間違ったことを言ったら、間違ってるよと言ってください。
- ⑤ (その場にいらない) 私はその場にいなかったので、何があったか分かりません。どんなことでも、あったことを話してください。

3. ラポール: ○さんのことをもう少し知りたいので聞きます。○さんは何をするのが好きですか。

<sup>17</sup> Lamb et al. (2007)、Lamb et al. (2008) などを参照のこと。

<sup>18</sup> 仲 (2011) などを参照のこと。

4. 出来事を思い出す練習：それでは前のことを思い出してお話する練習をしましょう。今日あったことを話してください。今日、朝起きてからここに来るまでにあったことを全部話してください。

**【自由報告】**

5. それでは、こんどは○さんがどうしてここにいるか／ここに来たか、話してください。

(出てこなかったら次のような文言を行う)

① ○さんが[いつ、どこで]、[お医者さん、先生、児相の先生、その他の専門家]に話をしたと聞いています。その出来事について話してください。

② ○さんの\_\_\_\_\_【体の場所】に[跡、傷、あざ]があるけれど[あると聞いた]けれど、そのことについて、全部話してください。

**【質問】**

6. それは1回だけですか、それとも1回よりも多かったですか？⇒yesならば、それでは一番最後について／一番最初について／一番よく覚えているときについて話してください。

7. オープン質問

① 何があったか全部話してください。

② ○してから△までのことを、全部話してください。

③ さっき○○って言っていたけれど、そのことについてもっと話してください。

④ それから？ そして？ あとは？

⑤ エコーイング（子どもの言葉を繰り返すのみ）

⑥ ふん、ふん

8. WH 質問

9. ブレイク

10. クローズド質問

11. 暗示質問・誘導質問・開示に関する質問

① その人は何か言いましたか／他に誰かいましたか。

② このことを知っている人は他に誰かいますか／その人はどうしてこのことを知っていますか。

③ ～されたことはありますか。

**【クロージング】**

12. たくさん話してくれて、どうもありがとう。

- ① (知っておいた方がよいこと)他に、私が知っておいた方がよいことは、ありますか。
- ② (話しておきたいこと)他に、〇さんが私に話しておきたいことは、ありますか。
- ③ (質問)〇さんからは、何か質問はありますか。
- ④ (連絡先)また何か話したくなったら、この電話番号に電話をかけてください。」

13. 今は[時、分]です。これで面接を終わります。

本手続きはLamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007). A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.にもとづいている。

### <付録3>被疑者面接法の例

近年、録音資料を対象とした、現実の被疑者面接を分析した研究が行われるようになった<sup>19</sup>。英国の Bull, R.らは PEACE アプローチにもとづき行われた 130 の面接を分析し、被疑者面接で用いられているスキルや戦略がどのように自白と関わっているかを調べている。その結果、ラポールや、オープン質問、証拠の提示、質問の繰り返しが自白と関連することが示された。また、イスラエルの Hershkowitz, I.らは、72 人の被疑少年の供述を分析し、被害者の場合と同様、オープン質問がより多くの情報を引き出すことを示している。

これらの研究は、被疑者に対し、どのタイミングで証拠を提示するかが重要であることを示唆している。現在ではこのような成果を踏まえ、自由報告をできる限り求め、面接の終了部で証拠を提示する SUE テクニックや、証拠を小出しにする GRIMACE アプローチが開発されている<sup>20</sup>。これらの情報収集アプローチを以下に紹介する。

#### 1. the SUE technique (Strategically Using Evidence)

有罪を示唆する情報を（面接の初期でなく）被疑者のアカウントの後に提示する。

- 第一段階：被疑者に自由報告を求める（例：書店で棚に置いておいた鞆から財布がなくなったというケースの場合、被疑者に書店での行動についてできるだけ多く話してもらう）。
- 第二段階：証拠（例：鞆の指紋）のことは告げずに、証拠に関する情報を求める（例：鞆について話してもらう）。
- 第三段階：証拠（例：鞆の指紋）を示し、第二段階での供述と齟齬があれば、説明を求める。

<sup>19</sup> Bull & Soukara (2010)、Hershkowitz et al. (2004)を参照のこと。また、Lassiter & Meissner (2010)やKassin & Gudjonsson (2004)は広く情報収集アプローチの重要性について述べている。

<sup>20</sup> SUE テクニックについては Vrij et al. (2010)を、GRIMACE アプローチについては Millen & Bull (in press)を参照のこと。

## 2. GRIMACE アプローチ (Gathering of Reliable Information and Motivates suspects to provide an Account and only then Challenging this Effectively)

事前に最大限の情報収集。面接では被疑者にアカウントを提供するよう動機づけ、後に収集した情報を用い効果的にチャレンジするという方法。証拠を最後に全部出すのではなく、戦略的に小出しにし、説明を求める。

<参考文献> (番号は脚注番号を示す)

- 1, 19 Bull, R., & Soukara, S. (2010). Four studies of what really happens in police interviews. In G. D. Lassiter and C. A. Meissner (Eds.) *Police interrogations and false confessions: Current research, practice, and policy recommendations*. American Psychological Association: Washington, D. C. Pp. 81-95.
- 2 国連拷問禁止委員会 (2007). 条約第 19 条に基づいて締約国により提出された報告書の審査.
- 2 国連自由権規約委員会 (2008). 規約第 40 条に基づき締約国より提出された報告書の審査.
- 2 Committee on the Rights of the Child (2010). *Consideration of reports submitted by States parties under article 12(1) of the optional protocol to the convention on the rights of the child on the sale of children, child prostitution and child pornography*.
- 3 タルヴィング, E. (著) 太田信夫 (訳) (1985). タルヴィングの記憶理論—エピソード記憶の要素—. 教育出版.
- 4 巖島行雄・仲真紀子・原聡 (2003). 目撃証言の心理学. 北大路書房.
- 4 ロフトス, E. ・ケッチャム, K. (著) 巖島行雄 (訳) (2000). 目撃証言. 岩波書店.
- 4 ロフトス, E. F. (著) 西本武彦 (訳) (1987). 目撃者の証言. 誠信書房.
- 4 スポーラー, S. L. ・マルパス, R. S. ・コンケン, G. (編) 箱田裕司・伊東裕司 (監訳) (2003). 目撃者の心理学. ブレーン出版.
- 7 Hershkowitz, I. Orbach, Y., Lamb, M. E., Sternberg, K. J., & Horowitz, D. (2006). Dynamics of forensic interviews with suspected abuse victims who do not disclose abuse. *Child Abuse & Neglect*, 30, 753-769.
- 8, 11 英国内務省・保健省 (編) 仲真紀子・田中周子 (訳) (2007). 子どもの司法面接: ビデオ録画面接ガイドライン. 誠信書房
- 8, 9 法と心理学会ガイドライン作成委員会 (編) (2005). 目撃供述・識別手続に関するガイドライン. 現代人文社.
- 8 ミルン, R. ・ブル, R. 著. 原聡 (編訳) (2003). 取調べの心理学—事実聴取のための捜査面接法. 北大路書房.
- 8 Poole, D. A., & Lamb, M. E. (1998). *Investigative interviews of children: A guide for helping professionals*. Washington, D. C.: American Psychological Association.
- 9 Fisher, R. P., & Geiselman, R. E. (1992). *Memory-enhancing techniques for investigative interviewing: The Cognitive Interview*. Springfield: Charles Thomas.
- 9, 16 越智啓太 (1998). 目撃者に対するインタビュー手法—認知インタビュー研究の

- 動向- 犯罪心理学研究, 36, 49-66.
- 10 バトラー, E. W. ・フクライ, H. ・ディミトリウス, J-E. ・クルース, R. (著) 黒沢香・庭山英雄 (編訳) (2004) . マクマーチン裁判の深層: 全米史上最長の子ども性的虐待事件裁判. 北大路書房.
  - 11 アルドリッジ, M. ・ウッド, J. (著) 仲真紀子 (編訳) (2004) . 子どもの面接法: 司法における子どものケア・ガイド. 北大路書房.
  - 11 ボーグ, W. ・フラゴア, R. ・アービン, D. L. ・ブロードリック R. ・ケリー, D. M. (著) 藤川洋子・小沢真嗣 (訳) (2003) . 子どもの面接ガイドブック—虐待を聞く技術. 日本評論社.
  - 11 Home Office (2000) . *Achieving the best evidence in criminal proceedings: Guidance for vulnerable and intimidated witnesses, including children*. Home Office Communication Directorate.
  - 11 Home Office/Department of Health (1992). *Memorandum of good practice on video recorded interviews with child witnesses for criminal Proceedings*. The Stationery Office.
  - 11, 18 仲真紀子 (2011) . 法と倫理の心理学 - 心理学の知識を裁判に活かす: 目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言. 培風館.
  - 14, 19 Kassin, S. M., & Gudjonsson, G. H. (2004) . The Psychology of Confessions. A Review of the Literature and Issues. *Psychological Science in the Public Interest*, 5, 33-67.
  - 14, 19 Lassiter, G. D., & Meissner, C. A. (Eds.) (2010) . *Police interrogations and false confessions: Current research, practice, and policy recommendations*. American Psychological Association: Washington, D. C.
  - 15 ブル, R. ・クック, C. ・ハッチャー, R. ・ウッドハム, J. ・ビルビー, C. ・グラント, T. (著) 仲真紀子 (監訳) (2010) . 犯罪心理学 - ビギナーズガイド: 世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から. 有斐閣.
  - 17 Lamb, M. E., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Esplin, P. W., & Horowitz, D. (2007) A structured forensic interview protocol improves the quality and informativeness of investigative interviews with children: A review of research using the NICHD Investigative Interview Protocol. *Child Abuse and Neglect*, 31, 1201-1231.
  - 17 Lamb, E., M., Hershkowitz, I., Orbach, Y., & Esplin, P. W., (2008) . *Tell me what happened: Structured investigative interviews of child victims and witnesses*. Chichester: Wiley & Sons.
  - 19 Hershkowitz, I., Horowitz, D., Lamb, M. E., Orbach, Y., & Sternberg, K. J. (2004) . Interviewing youthful suspects in alleged sex crimes: a descriptive analysis. *Child Abuse & Neglect*, 28, 423-438.
  - 20 Vrij, A., Ennis, E., Farman, S., and Mann, S. (2010) . People's perceptions

of their truthful and deceptive interactions in daily life. *Open Access Journal of Forensic Psychology*, 2, 6-49.

20 Milne, B., & Bull, R. (in press) . *Investigative interviewing: Psychology and Practice*. (2nd Ed) . Chichester: Wiley.